

Ⅲ. 動物実験計画書記入要領

下記記入項目別注意点や記入例などを参照して記入して下さい。

- 同じ課題でマウス、ラット等を用いる実験計画の場合、1 件に纏めた動物実験計画書を提出してください。動物種ごとに処置が異なる場合には、どの動物種に対する処置であるかを明記してください。
ウサギ、イヌ、ネコ、ブタ、サル等を用いる場合には、マウス、ラット等の計画書とは別にして、それぞれの動物種ごとに動物実験計画書を作成してください。
- 年度を超えて実施する場合は、その都度提出して下さい。

『動物実験計画書』の記入項目別注意点

- 新規・変更・継続
該当する項目に印を入れて下さい。変更・継続の場合は、旧承認番号を記入して下さい。
- 提出年月日
西暦で記入して下さい。
- 1) 研究課題名
研究目的を端的に表す表題をつけて下さい。
- 2) 研究目的
直接的な目的だけでなく、1)その動物実験が必要な理由、2)他の方法で代替できない理由、3)その動物実験の科学的・社会的意義等についても記載して下さい。
- 3) 動物実験責任者
動物実験責任者についての各情報を記入して下さい。当該の動物実験について実質的な責任を持つ教員などであり、計画書の提出者です。動物実験責任者は、本学の提供する動物実験に関する教育訓練を受講済みの者でなければなりません。
- 4) 動物実験実施者及び飼養者
動物実験実施者は、動物実験責任者の監督の下に、実際に実験を担当する者です。飼養者は、動物実験責任者の下で実験動物の飼養又は保管に従事するものです。共に、本学の提供する動物実験に関する教育訓練を受講済みの者でなければなりません。未受講の場合は、事前に受講する事が必要です。

- 5)実験実施期間
計画書提出年度の年度末までの日付を記入して下さい。西暦で記入して下さい。
- 6)施設等
使用する飼養保管施設名、および実験室名を記入して下さい。
- 7)使用動物
動物種欄には、和名をカタカナで記入して下さい。和名がない場合はラテン名を記入し、備考欄に分類群(綱、目、科)を記入して下さい。
- 同じ課題でマウス・ラット等を用いる場合は、1件にまとめた計画書を提出して下さい。
- 動物種ごとに処置が異なる場合には、どの動物種に対する処置であるかを明記して下さい。
- ウサギ、イヌ、ネコ、ブタ、サル等を用いる場合には、マウス、ラット等の計画書とは別にして、それぞれの動物種ごとに動物実験計画書を作成して下さい。
- ただし複数の動物種を使用する場合で、実験の目的、実験方法、得られる成果等を勘案し、同一の実験にまとめるのが適切と思われる場合は、動物実験計画書の一つにまとめることも可とします。
- 判断が難しい場合は、部局の動物実験委員会に相談して下さい。
- 8)研究計画と方法
研究概要、実験方法とも、欄内の注意書きに従って記入して下さい。
- 9)特殊実験区分
計画されている実験がいずれかに該当する場合に印を入れて下さい。複数に該当する場合には、その全てに印を入れて下さい。
- 10)動物実験の種類
該当する項目に印を入れて下さい。その他の場合は()内に記入して下さい。
- 11)動物実験を必要とする理由
該当する項目に印を入れて下さい。その他の場合は()内に記入して下さい。
- 12)想定される苦痛のカテゴリー
いずれかに印を入れて下さい。この分類は、「Categories of Biomedical Experiments Based on Increasing Ethical Concerns for Non-human Species」(Laboratory Animal Science, Special Issue: Effective Animal Care and Use Committees, January, 11-13, 1987)に基づくものです。「動物実験処置の苦痛分類に関する解説」(国動協)と「苦痛度検索」(鍵山直子、日薬理誌

131:187-193, 2008)を参考にしてください。

カテゴリーA は、生物を用いない実験、あるいは植物、細菌、原虫、または無脊椎動物を用いた実験ですので、本計画書の対象外です。

カテゴリーD に属すると判断される実験については、苦痛の軽減を考慮したより慎重な実験計画を作成して下さい。

カテゴリーE に属すると判断される実験については、この計画書に加えて、「動物実験計画詳細説明書」(様式 自由)を提出して下さい。

- 13)動物の苦痛軽減、排除の方法
該当する項目全てに印を入れて下さい。必要に応じて()内に記入して下さい。
- 14)安楽死の方法
該当する項目全てに印を入れて下さい。必要に応じて()内に記入して下さい。なお、エーテルによる安楽死は原則禁止とします。もし、エーテルで安楽死させた場合には、死体からエーテルを揮発消散させた後に焼却または指定された場所に保管して下さい。エーテルは、引火性、爆発性があるため取扱に注意してください。
- 15)動物死体の処理方法
該当する項目に印を入れて下さい。その他の場合は()内に記入して下さい。
- 16)その他必要事項または参照事項
必要に応じて記入して下さい。